

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	参議院議員通常選挙等用 投票用紙送致用タクシーの借上	その他代行	未来都ハイタク事業協同組合	148,200円	令和4年7月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	別紙	-
2	参議院議員通常選挙等用 投票所巡視用タクシーの借上	その他代行	未来都ハイタク事業協同組合	31,200円	令和4年7月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	別紙	-
3	参議院議員通常選挙等用 投票箱送致および投票管理者・立会人帰宅用タクシーの借上	その他代行	未来都ハイタク事業協同組合	101,400円	令和4年7月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	別紙	-
4	参議院議員通常選挙等用 投票箱送致及び投票終了後職員送致用タクシーの借上	その他代行	相互タクシー株式会社	165,200円	令和4年7月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	別紙	-
5	参議院議員通常選挙等用 投票終了後職員送致用タクシーの借上	その他代行	ダイヤ交通株式会社	100,800円	令和4年7月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	別紙	-
6	城東区複合施設 空調室外機修繕業務	機械設備等 保守点検	株式会社ユニテックス	99,000円	令和4年7月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-

【地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する随意契約理由】(以下参照)

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf>

随意契約理由

本業務委託は、令和4年7月10日（日）執行予定の参議院議員選挙等にかかるタクシー配車にかかる一切の業務を委託するものである。

タクシーについては台数を確保できる事業者が限られているうえ、選挙時は他区役所においても同様にタクシーを利用するため、早急に業者を決定しなければ必要台数を確保することができず、選挙事務の円滑な運営に重大な支障をきたすこととなる。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当することから、前回選挙執行時（R3.10衆議院議員選挙等）に契約締結をおこなった事業者（未来都ハイタク事業協同組合・相互タクシー株式会社）及び新規事業者（ダイヤ交通株式会社）を特名し契約の相手方とする。